

令和元年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 次第

日時：令和元年5月20日（月）

15時15分から16時30分まで

会場：栄区役所新館4階8号会議室

1 あいさつ

栄区長

栄区連合町内会長

2 議題

- (1) 令和元年度の役員について 【資料1】
- (2) 平成30年度事業報告及び決算について 【資料2】
- (3) 令和元年度事業計画及び予算について 【資料3】

3 報告事項

- (1) 平成30年度の拠点訓練の取組について 【資料4】
- (2) 地域防災拠点担当参与について 【資料5】

4 依頼事項

- (1) 拠点訓練の実施について（総務課） 【資料6】
- (2) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの改訂について（総務局） 【資料7】
- (3) 令和元年度各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（総務課） 【資料8】
- (4) セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提言について（総務課） 【資料9】
- (5) 災害時における横浜市のトイレ対策（資源循環局） 【資料10】
- (6) 災害時に備えた訓練（水道局） 【資料11】
- (7) 栄区地域防災拠点の意見交換会の開催について（総務課） 【資料12】
- (8) 地域防災活動奨励助成金について（総務課） 【資料13】

5 その他

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会則

(目的)

第1条 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会（以下「協議会」という。）は、栄区内の地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）相互の緊密な連絡及び連携を図ることによって、栄区内の防災力の向上に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 運営委員会の運営助成に関すること。
- (2) 運営委員会の防災に係る研修及び訓練等の支援に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、運営委員会の会長又は会長の指名する者及び区行政関係者を持って組織する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監事	2名

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
ただし、会計は、栄区総務課長をもって充てる。
- 3 その他、参与を置く。

(役員の仕事)

第5条 会長は、協議会を統括し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長に代わって協議会を統括する。
- 3 会計は、協議会の会計処理を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、区内の防災に関し、必要の都度開催するものとする。

- 2 協議会の会議は、会長が招集する。

(経費)

第7条 協議会の経費は、横浜市からの助成金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要事項は、別に定める。

付 則

この会則は、平成8年7月29日から施行する。

この会則は、平成25年6月11日から施行する。

令和元年度地域防災拠点運営委員会連絡協議会 名簿

敬称略

地域 防災 拠点 運営 委員会 委員長	千秀小学校地域防災拠点運営委員会委員長	加藤 重雄
	豊田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	毛利 勝男
	飯島中学校地域防災拠点運営委員会委員長	井尾 博文
	飯島小学校地域防災拠点運営委員会委員長	中村 久和
	小菅ヶ谷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	川井 昭司
	本郷台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	蔦川 信義
	笠間小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石山 俊雄
	西本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	千葉 廣衛
	西本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	伊勢崎 市三郎
	小山台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	黒須 正樹
	本郷中学校地域防災拠点運営委員会委員長	島田 龍一
	公田小学校地域防災拠点運営委員会委員長	石渡 秀夫
	桂台小学校地域防災拠点運営委員会委員長	江口 正芳
	桂台中学校地域防災拠点運営委員会委員長	黒川 哲明
	本郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	鳥居 澄彦
	桜井小学校地域防災拠点運営委員会委員長	杉浦 敏昭
	上郷小学校地域防災拠点運営委員会委員長	林 信義
庄戸小学校地域防災拠点運営委員会委員長	齋藤 進	
旧庄戸中学校地域防災拠点運営委員会委員長	菅野 昌熾	
旧野七里小学校地域防災拠点運営委員会委員長	白井 博三	

参 与	豊田連合町内会自治会長	磯崎 保和
	笠間連合町内会自治会長	持田 忠
	小菅ヶ谷連合町内会長	田中 健次
	本郷中央連合町内会自治会長	細田 利明
	本郷第三連合町内会長	山田 直樹
	上郷西連合町会長	黒木 さち子
	上郷東連合町会長	芦川 弘
	栄区長	星崎 雅代
	栄警察署長	宮田 孝
	栄消防署長	味上 篤
	栄区副区長	見上 正一
	栄区福祉保健センター長	青木 匡史
	栄区福祉保健センター担当部長	小泉 信義
	栄区土木事務所長	鈴木 誠
	戸塚水道事務所長	二見 友久
	資源循環局栄事務所長	高荷 勝宏
	栄区小学校長会 代表	垣崎 授二
	栄区中学校長会 代表	半澤 俊和
	栄区社会福祉協議会長	日浦 美智江
	栄消防団長	増田 明彦

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会役員名簿

平成30年度

役員	氏名	備考
会長	毛利 勝男	豊田 小
副会長	中村 久和	飯島 小
副会長	加藤 重雄	千秀 小
会計	井上 弘毅	栄区総務課長
監事	千葉 廣衛	西本郷 中
監事	齋藤 進	庄戸 小

令和元年度

役員	氏名	備考
会長		
副会長		
副会長		
会計		
監事		
監事		

平成30年度 栄区地域防災活動事業完了報告書

	事業名・内容	期日 期間	参加 人数
運 営 に 係 わ る 事 業	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	平成30年5月21日	40人
	地域防災拠点運営委員会	各地域防災拠点	1,909人
	地域防災拠点訓練	各地域防災拠点	7,105人
管 理 に 係 わ る 事 業	資機材点検（委託業者による）	平成30年9月	事務局
	資機材点検（自主点検）	随時	各地域防災拠点

(第9号様式)

平成30年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業決算書

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	収 入 済 額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	横浜市地域防災活動 奨励助成金 @120,000円×20拠点
利息	0	1	1	
収入合計額	2,400,000	2,400,001	1	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	支 出 済 額	増 △ 減	説 明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,163,236	236,764	横浜市に返還予定
支出合計	2,400,000	2,163,236	236,764	

※その他利息1円も併せて返還（計236,765円返還）

令和元年 5月 14日

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

会 長 毛利 勝男 様

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会

監 事 千葉 浩 彦 (印)
監 事 齋 藤 進 (印)

監 査 報 告 書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会の平成30年度の会計監査を実施しましたので、その結果を次のとおり報告します。

- 1 監 査 年 月 日 令和元年 5月 14日
- 2 監 査 対 象 期 間 平成30年 4月 1日から平成31年 4月 24日まで
- 3 監 査 事 項 決算書・現金出納簿・支出伝票他
- 4 監 査 の 結 果 及 び 意 見 帳簿及び証書類等を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和元年度 栄区地域防災活動事業計画書（案）

	事業名・内容	期 日 期 間	参 加 人 数
運 営 に 係 わ る 事 業	① 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会	令和元年 5月20日	40人
	② 地域防災拠点運営委員会	随時	各拠点運営委員等
	③ 地域防災拠点訓練 ・「防災週間」各拠点防災訓練 ・「防災とボランティア週間」各拠点防災訓練	各拠点にて計画・開催 各拠点にて計画・開催	各拠点運営委員及 び地域住民 約6,000人 各拠点運営委員及 び地域住民 約2,000人
管 理 に 係 わ る 事 業	① 各拠点資機材点検	令和元年 7月 ～令和元年 9月	事務局
	② 各拠点資機材点検	随時	各拠点運営委員

令和元年度 栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会事業予算書（案）

1 収入の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
横浜市助成金	2,400,000	2,400,000	0	横浜市地域防災活動奨励助成金 @120,000円×20拠点
収入合計額	2,400,000	2,400,000	0	

2 支出の部

単位：円

項 目	予 算 額	前年度予算額	増 △ 減	説 明
各拠点運営委員会 経費	2,400,000	2,400,000	0	@120,000円（振込手数料込） ×20拠点
支出合計	2,400,000	2,400,000		

平成30年度 訓練実施状況

資料4

拠点名	訓練①			訓練②			訓練③			訓練④		
	実施日	参加人数	学校参加	実施日	参加人数	学校参加	実施日	参加人数	学校参加	実施日	参加人数	学校参加
千秀小学校	9月2日	178		2月24日	182							
豊田小学校	6月17日	271		9月9日	71		11月10日	686		11月25日	38	
飯島中学校	7月22日	32		10月28日	118							
飯島小学校	9月9日	57		2月3日	148							
小菅ヶ谷小学校	6月9日	150		9月15日	34		11月11日	171				
本郷台小学校	9月29日	711										
笠間小学校	9月1日	1032		2月17日	249							
西本郷中学校	9月2日	150		2月24日	150							
西本郷小学校	5月26日	11		9月8日	20		11月17日	104				
小山台小学校	9月15日	90		2月16日	24							
本郷中学校	10月14日	155		1月26日	14							
公田小学校	9月1日	426		1月26日	78							
桂台小学校	10月28日	112		2月3日	137							
桂台中学校	10月6日	270		3月3日	270							
桜井小学校	9月22日	28		1月26日	79							
上郷小学校	8月25日	31		2月11日	240							
庄戸小学校	6月16日	42		12月1日	91							
旧庄戸中学校	9月10日	230		2月3日	24							
旧野七里小学校	8月18日	22		9月16日	165		1月20日	14				
訓練参加者数	7,105											

各拠点ごとに提出された活動結果報告書等により作成

- ・参加人数の規模の違いはありますが、各拠点において年概ね2回以上の訓練を実施しています。
- ・昨年度依頼した炊出し訓練と学校参加の実施も各拠点で概ね実施しています。
- ・避難所生活で重要となる区割りスペース訓練は全拠点の半数の実施となっています。
- ・情報受点達等訓練は半数以上の拠点が実施しています。

平成30年度 地域防災拠点訓練実施状況

学校名	避難者の受付	情報受伝達訓練	特設公衆電話	学校・企業との連携	炊出し	要援護者対応	区割り	その他特徴ある訓練
千秀小学校	○	○	○	○	○	○	○	
豊田小学校	○	○	○	○	○		○	夜間訓練
飯島中学校	○	○	○	○	○		○	夜間訓練
飯島小学校	○	○			○		○	ペット同行避難訓練
小菅ヶ谷小学校	○	○		○	○	○	○	夜間訓練 負傷者搬送訓練
本郷台小学校	○	○		○	○	○	○	夜間訓練 負傷者搬送訓練 トイレパックの説明と実験
笠間小学校	○	○	○	○	○	○		負傷者搬送訓練
西本郷中学校	○	○	○	○	○	○	○	HUG訓練 ペット同行避難訓練
西本郷小学校	○	○	○	○	○	○	○	夜間訓練 ペット同行避難訓練
小山台小学校	○		○	○			○	
本郷中学校	○	○	○	○	○		○	ペット同行避難訓練
公田小学校	○	○	○	○	○		○	備蓄庫確認
桂台小学校	○	○	○		○		○	LEDランタン取扱訓練
桂台中学校	○	○	○	○		○	○	避難生活体験宿泊 防災拠点トイレの使用体験
桜井小学校	○	○	○			○	○	ペット同行避難訓練
上郷小学校	○	○	○	○		○	○	震災時医療体制の整備 トイレパックの展示と凝固剤の実演 食糧等自宅配備の啓発
庄戸小学校	○	○	○	○	○	○	○	負傷者搬送訓練
旧庄戸中学校	○	○	○	○	○	○	○	夜間訓練 負傷者搬送訓練 ペット同行避難訓練
旧野七里小学校	○	○	○	○		○		負傷者搬送訓練

1 避難者の受付 (19/20)

避難者の受け入れにあたり、「人数」「住所」「性別」「必要な配慮事項」等の確認が必要です。



本郷中学校



桜井小学校



桂台中学校

2 炊き出し訓練 (14/20)

長期間の避難生活においては、炊き出し等による温かい食事の提供が必要です。



飯島中学校



西本郷小学校



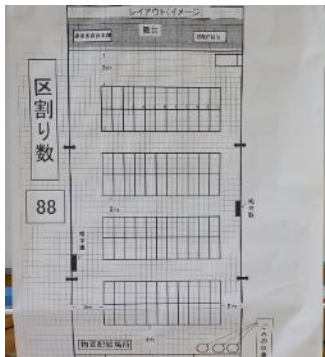
笠間小学校

3 避難スペースの区割り訓練 (17/20)

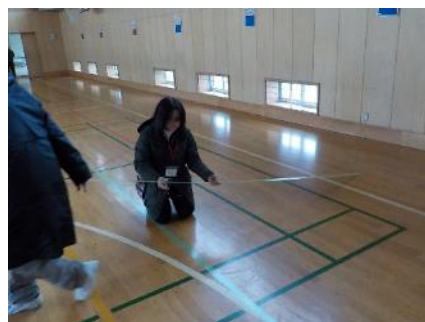
限られたスペースを有効活用するために、避難者一人あたりのスペースや自治会町内会単位のスペースを明確にする必要があります。



小菅ヶ谷小学校



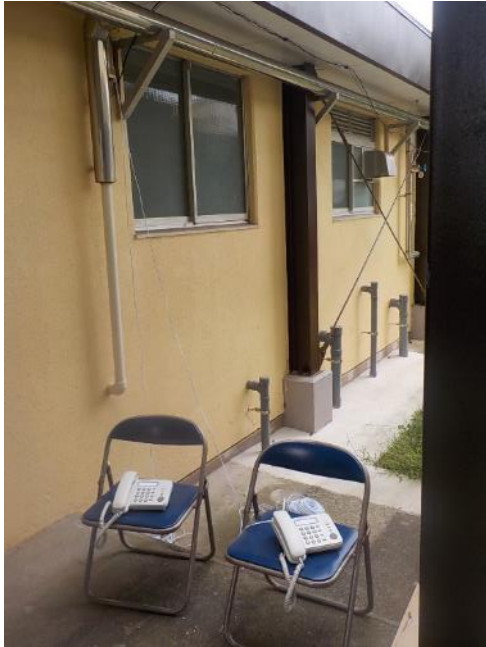
小山台小学校



上郷小学校

4 特設公衆電話の設置(16/20)

親しい人への安否を知らせるなど、外部との連絡手段として、公衆電話を設置する必要があります。



公田小学校

桂台小学校(上)

旧庄戸中学校(下)



5 トイレの設置(14/20)

常設のトイレが使用できなくなった場合に備え、簡易トイレ等の組み立て要領を確認する必要があります。



豊田小学校



本郷台小学校



飯島中学校

6 給水訓練(12/20)

循環式地下貯水槽などが設置されている地域防災拠点では、取扱いに習熟しておく必要があります。



庄戸小学校



西本郷小学校



飯島小学校

7 負傷者搬送・要援護者対策訓練(12/20)

軽症者や歩行困難者には地域の共助による対応が必要です。



旧野七里小学校



小菅ヶ谷小学校



旧庄戸中学校

8 児童・生徒が参加した訓練(16/20)

授業時間中に発災したことを想定し、学校との合同訓練が必要です。



本郷台小学校



西本郷中学校



公田小学校

9 その他、特色ある訓練
各自治体で想定した状況から、様々な訓練を行っています。



【特別避難場所設置】
豊田小学校



【女性に優しい避難所設営】
飯島中学校



【企業との連携】
千秀小学校



【生徒による災害時の食の説明】
桂台中学校



【ペット専用スペース設置】
西本郷中学校



【SC再認証現地視察】
豊田小学校

掲載した事例以外にも、地域特性を考慮した訓練が実施されていると思いますが、全てをご紹介することができないことをご了承ください。

令和元年 5 月 20 日

域防災拠点運営委員会会長 各位

栄区総務課長

令和元年度栄区地域防災拠点担当参与について

令和元年度の地域防災拠点の担当参与については、以下のとおりです。

1 担当参与について

栄区では各地域防災拠点に対して担当参与を原則 2 名配置し、平常時の区役所と地域防災拠点運営委員（以下、「運営委員」という。）との連絡体制の確立と、運営委員の支援体制を構築しています。運営委員が各役員の選出や運営委員会の開催通知等、庶務事務を行っていただいておりますが、担当参与は事務連絡や助言する立場となっております。

2 主な役割

(1) 運営委員

平常時：運営委員会役員の選出や運営委員会開催の事務等及び訓練の計画策定及び実施
 発災時：地域防災拠点の開設・運用

(2) 担当参与

平常時：運営委員会へ出席し事務連絡や助言等を行う
 発災時：栄区災害対策本部（栄区役所）で活動

3 担当参与

拠点名	担 当 参 与 (係 長)		(参考) 担当課長
千秀小	山田 (子ども家庭支援課)	広瀬 (子ども家庭支援課)	佐藤(一) 子ども家庭支援課長
飯島小	水石 (税務課)	吉田 (税務課)	根本地域振興課長
飯島中	細谷 (地域振興課)	(地域振興課長)	
豊田小	後藤 (保険年金課)	佐藤 (保険年金課)	福保険年金課長
小菅ケ谷小	岩崎 (福祉保健課)	山崎 (高齢・障害支援課)	林福祉保健課長
笠間小	渡辺 (生活衛生課)	(生活衛生課長)	古厩生活衛生課長
西本郷中	小田 (総務課)	川村 (総務課)	井上総務課長
西本郷小	鈴木 (区政推進課)	田中 (区政推進課)	永松区政推進課長
小山台小	高橋 (区政推進課)	高木 (区政推進課)	
本郷台小	野本 (福祉保健課)	窪田 (福祉保健課)	林福祉保健課長
本郷中	藤見 (戸籍課)	杉田 (戸籍課)	伊藤戸籍課長
公田小	細井 (子ども家庭支援課)	久保田 (子ども家庭支援課)	大谷地子ども家庭支援課長
桂台小	笹目 (生活支援課)	小川 (総務課)	村山生活支援課長
桂台中	長戸 (高齢・障害支援課)	市川 (高齢・障害支援課)	角田高齢・障害支援課長
本郷小	鶴岡 (生活支援課)	山内 (生活支援課)	村山生活支援課長
桜井小	穴戸 (地域振興課)	石塚 (地域振興課)	根本地域振興課長
上郷小	石井 (税務課)	大谷 (税務課)	佐藤(健) 税務課長
旧野七里小	中嶋 (高齢・障害支援課)	小出 (高齢・障害支援課)	角田高齢・障害支援課長
庄戸小	橋本 (会計室)	(税務課担当課長)	高根税務課担当課長
旧庄戸中	二見 (保険年金課)	梅田 (保険年金課)	福保険年金課長

担当：総務課庶務係
 御所脇・江田・中山
 電話：894-8311

令和元年 5 月 20 日

地域防災拠点運営委員会会長 各位

栄区総務課長

拠点訓練の実施について（依頼）

1 訓練の趣旨について

地域防災拠点の円滑な開設・運営については運営委員だけではなく、避難者である地域住民の協力が不可欠です。訓練にあたっては、住民の自主防災意識と防災行動力の向上を図るため、家族・隣近所の参加を広く呼びかけ、地域住民主体の創意工夫を凝らした実践的な自主拠点訓練を実施願います。

2 実施要領・実施時期について

(1) 避難所開設・運営訓練の実施について

災害時の避難所開設・運営を想定した訓練を実施願います。

(2) 訓練の広報について

多くの地域住民の参加を促すため、自治会町内会と連携した事前広報を実施願います。また、区役所からもホームページ等を通じて訓練日の広報を行います。

(3) 取り組むべき訓練内容について

避難者受付の設置 トイレ対策 情報受伝達訓練 特設公衆電話の設置

区割り訓練 炊出し訓練 要援護者対応 学校や企業との連携訓練等（次ページ参照）

(4) 実施時期

原則として9月1日の防災の日を中心とした時期と、1月17日の防災とボランティアの日を中心とした時期に実施してください。また、可能な限り多くの地域住民への参加を呼びかけてください。

3 訓練実施計画書・報告書について

拠点訓練について、訓練実施計画書と報告書の作成をお願いします。

(1) 訓練実施計画書について

ア 提出書類

拠点訓練実施計画書（様式1）

イ 提出期限

令和元年7月31日（水）

(2) 訓練実施結果報告書について

ア 提出書類

拠点訓練実施結果報告書（様式2）

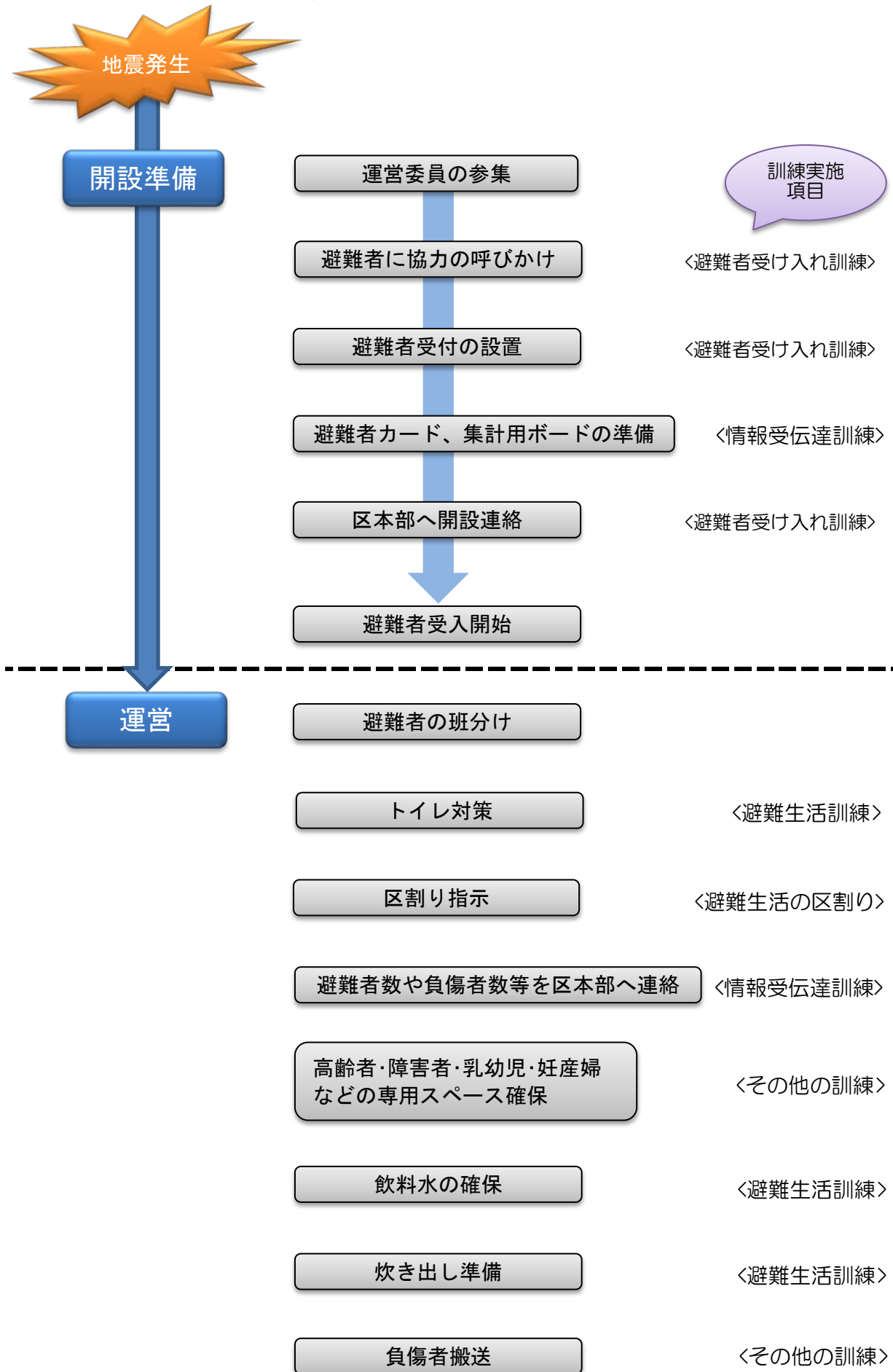
イ 提出期限

訓練実施後、2週間以内

(3) 提出方法

拠点参与（区役所の課長、係長）を通じて報告願います。

訓練内容について(例)



(様式1)

拠点訓練実施計画書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	参加依頼機関	備考

(様式2)

拠点訓練実施結果報告書

地域防災拠点運営委員会

記入者

実施日時 月 日 () 午前・午後 : ~午前・午後 :

訓練会場 参加者総数 名

訓練項目(名称)	実施時間	訓練内容の概略	備考

地域防災拠点運営委員会会長 各位

地域防災拠点開設・運営マニュアルの改訂の概要について

1 趣旨

近年の災害の教訓や本市の女性人口の増加等を踏まえ、女性の視点からの防災対策の充実を図るため、地域防災拠点開設・運営マニュアルを改訂します。

2 修正概要

(1) 女性の視点を踏まえた修正

項目	ポイント
① 生活基盤の形成	
男女ニーズの違いへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・開設初期から男女ニーズの違いに配慮することが必要。 ・開設準備にあたっては、スターターキットを活用。
トイレ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者、女性に配慮したトイレの設置場所の指定。 ・防犯対策として、トイレ周辺や導線上に照明を設置。
② 拠点の運営	
拠点を運営していくための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の意見を踏まえるため、男女両方のリーダーの選出。
防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの実施にあたっては、女性特有のトラブルへの対応のため、女性も含めた編成が好ましい。 ・災害時には性暴力の被害に遭うリスクが高まる。
③ 救援物資	
物資の要請・受領	<ul style="list-style-type: none"> ・女性用品はトイレへ常備または専用スペースで女性から配布。
④ 長期化を見据えた避難生活	
女性や子育て世帯をはじめとした多様なニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活が長期化する場合は多様なニーズの把握が必要。 ・ニーズ把握のために、意見箱の設置やニーズ調査等の工夫が考えられる。
⑤ その他避難生活に必要な事項	
拠点内でのスペースの指定	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室や授乳室などを含めた体育館のレイアウト例を作成。

(2) 近年の災害の実状を踏まえた修正

トイレの確保やごみの分別、集積等の内容を中心に修正しました。

(3) その他表現の修正

分かりにくい表現や文言を修正しました。

3 今後の予定

2019年5～6月 各区の拠点総会に説明及びスターターキットの配布

2019年7月頃 改訂版のマニュアルの施行

令和元年5月20日

地域防災拠点運営委員会会長 各位

栄区総務課長

令和元年度各地域防災拠点鍵管理者名簿の作成について（依頼）

各地域防災拠点において、夜間・休日など教職員がいない時間帯での発災時に対応するため、各地域防災拠点運営委員会の皆様に学校施設の鍵の保管をお願いします。

つきましては、令和元年度の各地域防災拠点運営委員会における鍵管理者名簿を作成のうえ、下記担当まで提出していただきますようお願いいたします。

1 提出書類

令和元年度地域防災拠点鍵管理者名簿（別紙1）

2 提出期限

令和元年7月31日（水）までをお願いします。

3 提出先

拠点参与（区役所の課長、係長）を通じて提出願います。

栄区役所総務課庶務係

担当：御所脇、江田、中山

電話：045-894-8311

FAX：045-895-2260

E-MAIL：sa-bosai@city.yokohama.jp

令和元年度学校地域防災拠点鍵管理者名簿< 新規 継続 変更 廃止 >

届出年月日

年 月 日

地域防災拠点運営委員会 会長

保管者氏名	委員会役職名	住 所	電話番号	正門	体育館	昇降口	防災備蓄庫	その他	備考

個人情報 は 栄区 地域 防災 拠点 の 運営 ・ 管理 ・ 連絡 の ため に 収集 し ます 。 栄区 役所 関係 者 、 栄区 内 学校 関係 者 、 栄区 地域 防災 拠点 各 運営 委員会 が 活用 し ます の ため に 収集 し ます 。 目的 以外 の こと に は 使用 し ませ ン 。

栄区地域防災拠点運営委員会会長 各位

セーフコミュニティ災害安全対策分科会

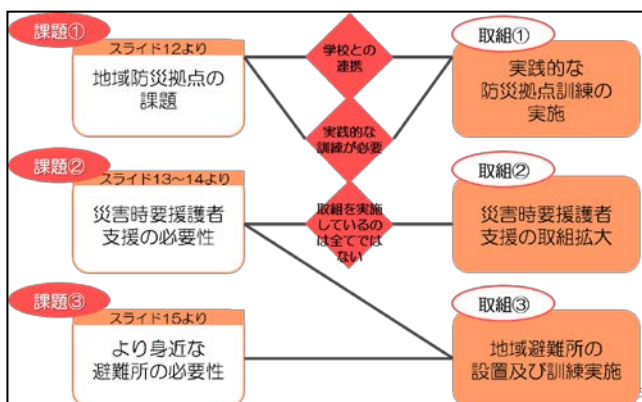
セーフコミュニティ災害安全対策分科会からの提言について

栄区は昨年度、セーフコミュニティ再認証を取得し、分科会におけるこれまでの取り組みが認められました。災害安全対策分科会では取組みを更に推進するべく、昨年度第2回の分科会にて課題と取組について整理をし、概略の方向性についてご承認いただきました。本年度は以下の各項目の具体的な取り組みについて議論し、活動を展開していく予定です。以下の項目についてご意見をいただけますようお願い申し上げます。

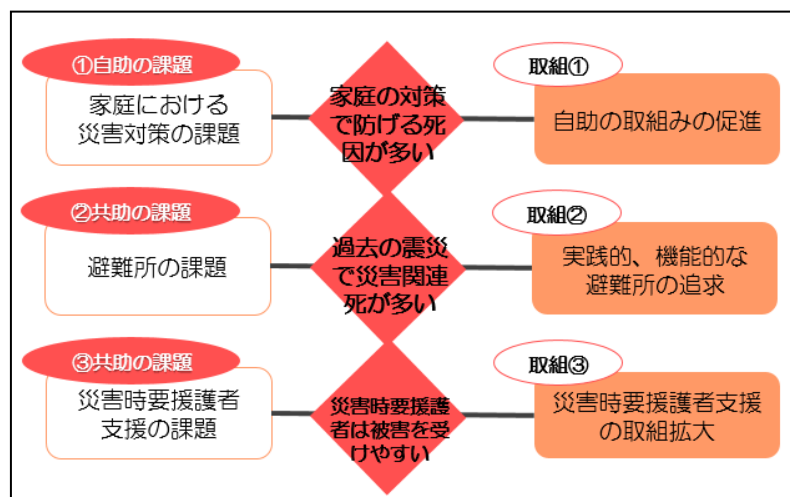
1 昨年度からの災害安全対策分科会の課題と取組の変更点（参考）

- (1) 過去の震災における大きな死因（災害関連死、家具・家屋の転倒）に対する、家庭における災害対策の課題にむけた「自助の取り組み」を新たに追加－①
- (2) 災害関連死の減少に向けた避難所の整備について、「地域防災拠点の課題」「より身近な避難所の必要性」の2つの課題を整理し、「避難所としての課題」に統合－②
- (3) 「災害時要援護者支援の取組拡大」は継続実施－③

平成 30 年度までの取組内容



令和元年度から今後5年間の取り組み内容



2 ① 自助の課題に対する取り組み

家具転倒防止対策助成事業及び耐震補強の広報の推奨について

(1) 趣 旨

元禄型地震による栄区内の死者数想定が43名であり、そのうち家具・家屋の倒壊による死者が42名となっています。また、平成7年阪神淡路大震災では、直接死で亡くなった方の83%が家具・家屋の倒壊によるものであるといわれています。

(2) 取組内容

平成30年度セーフコミュニティアンケートによると震災時の災害に対する備えとして39.3%が家具などの転倒防止対策の実施、13.9%が自宅の耐震補強対策が図られています。備えとして決して高い数値ではないことから、今年度も引き続き地域防災拠点運営訓練に合わせて、家具転倒防止について注意喚起を行い、家具転倒防止対策助成事業及び耐震補強の広報を実施します。(別添資料)

(3) 期待される効果

家具転倒防止対策及び耐震補強が図られることにより、震災発生時に家具・家屋の倒壊による死者数の減少が期待されます。

3 ② 実践的、機能的な避難所の追求

実践的な拠点運営訓練の推奨について

(1) 趣 旨

地域防災拠点における訓練実施状況からも、避難所運営訓練に含まれる各項目とも高い実施割合を示していますが、未だ公助に頼る拠点も多く、今一度の見直しが必要と考えます。

(2) 取組内容

全拠点運営訓練に対して、5年計画で全項目が実施できるように、訓練項目を2ずつ年度毎に指定し、参与と各拠点運営委員長と相談し、テーマを決めて訓練を行います。

(3) 期待される効果

全拠点が計画的に同じ訓練項目を行うことによって、各拠点毎の差を無くすことができます。また事務局としても今後の拠点運営訓練に対する課題、要望等も把握しやすく、具体的方策をとることができ、栄区全体の底上げを図ることができます。

例) タイムスケジュール

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
避難者受付・トイレ対策	○				総合 訓練
情報受伝達・特設公衆電話		○			
区割り・炊き出し			○		
要援護者対応・学校、企業等との連携				○	

※○がついた項目は訓練必須項目とし、その他は各拠点必要に応じた訓練を実施

令和 元年度	避難者受付、トイレ対策
令和 2年度	情報受伝達、特設公衆電話
令和 3年度	区割り、炊き出し
令和 4年度	要援護者対応、学校・企業等との連携
令和 5年度	総合訓練の実施

4 ③ 災害時要援護者支援の取組拡大

災害時要援護者を考慮した体育館以外の別教室の活用について

(1) 趣 旨

避難所環境改善の一環として、またみんなにやさしい避難所運営、災害関連死※¹を防ぐ観点から、地域防災拠点の校舎内に災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児・妊産婦など）用の別教室を概ね3教室確保することが望ましいとされています。

(2) 取組内容

地域防災拠点に指定されている栄区内小中学校長に対して、上記内容を確保できるように依頼します。また拠点運営訓練においても、別教室を活用した訓練を積極的に行うこととします。

(3) 期待される効果

発災時において、別教室を活用した要援護者対策が円滑に展開することができ、災害関連死の減少が見込まれます。

※1…災害による火災・水難・家屋の倒壊など直接的な被害による死ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化したりするなどして死亡すること

<参考>

栄区の災害関連死による死者想定…約 116 人

熊本地震における直接死と災害関連死の比率から災害安全対策分科会事務局で推計（直接死による死者数：災害関連死による死者数＝27:73に基づき、栄区の直接死による死者想定 43 人で計算）

総務課防災担当

担当：御所脇、江田、中山

電話：045-894-8311

F A X ：045- 895-2260

E-MAIL：sa-bosai@city.yokohama.jp

1 なぜ災害時のトイレ対策が重要なのか、考えてみましょう！

災害時においては、断水や下水管の破損などの被害により、排せつ物の処理ができないと衛生環境の悪化を引き起こします。衛生環境の悪化は、不衛生なトイレでの排せつをためらう一因となり、トイレに行く回数を減らすために水分等の摂取を控えることで、脱水症状や栄養不足を引き起こすなど、災害関連死に関わる重大な問題です。

また、慣れない避難生活の中では多数の人とトイレを共有することになり、トイレが自由に使えないことで精神的にも大きな負担となります。

そのため、日ごろから災害時のトイレ対策について考えていく必要があります。

近年発生した災害におけるトイレ問題

熊本地震(2016年)

熊本地震発生後、最初にトイレに行きたいと感じた時間はどのくらいか

6時間以内
7割以上！

避難所におけるトイレに関するアンケート調査(大正大学調査)

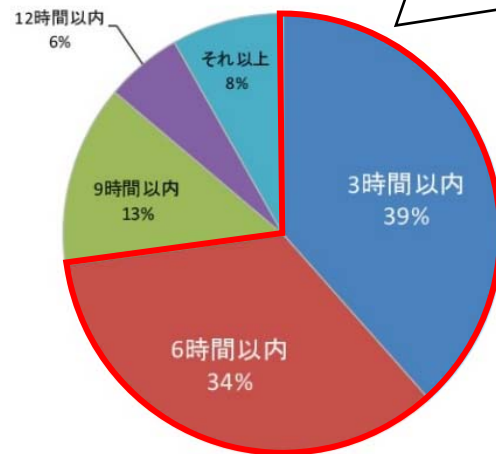
東日本大震災(2011年)

東日本大震災で仮設トイレが被災地に
行きたるまでに要した日数

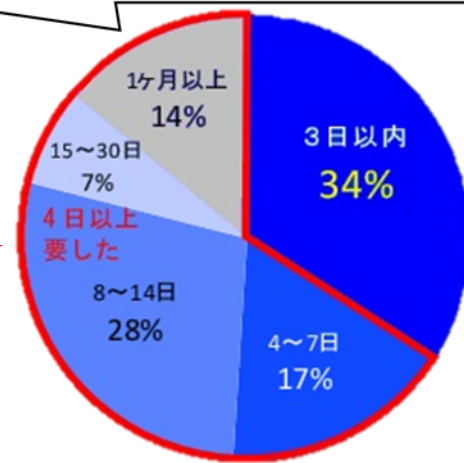
4日以上要した
自治体6割以上！

内閣府防災担当

「避難所におけるトイレ確保・管理ガイドライン」(名古屋大学調査)



発災直後の
トイレ確保は
切迫した
問題です！



2 横浜市の災害時のトイレ対策について見てみましょう！

2-1 横浜市が備蓄している災害対策用トイレ

横浜市では地域防災拠点、広域避難場所、帰宅困難者一時滞在施設や横浜市の防災備蓄庫などに様々な災害対策用トイレを備蓄しています。地域防災拠点にはどのような備蓄品があるのか見てみましょう。

備蓄場所	地域防災拠点			
	①トイレパック (携帯トイレ)	②簡易式 トイレ便座	③くみ取り式 仮設トイレ (和式・洋式 各1基)	④下水直結式 仮設トイレ (ハマッコトイレ)
備蓄数	5,000個	6基	2基	5基※

※全ての地域防災拠点に整備できるよう順次進めています。令和5年度(2023年度)に整備完了を目指しています。

2-2 地域防災拠点の災害対策用トイレの使用方法

① トイレパック (携帯トイレ)

- 洋式便座にビニール袋をセットします
- 排せつが終わったら、ビニール袋内に凝固剤を入れます
- 凝固剤を入れた後は、ビニール袋の口を結び、燃やすごみとして出します

ポイント!
使用済みトイレパックは、他の燃やすごみと分けましょう!



簡易式トイレ便座
(トイレパックのセット前と後)

② 簡易式トイレ便座※

- 簡易式トイレ便座を和式便器の上にセットします
- セットしたら、①のトイレパック(携帯トイレ)を使用します

※和式便器でもトイレパックを使用するための備蓄品です

ポイント!
壊れた洋式便器の代用品としても使用できます!

③ くみ取り式仮設トイレ

- 仮設トイレを設置後、便槽(タンク)にし尿を溜め、溜まってきたら、ならし棒でならします
- 溜まったし尿はバキューム車でくみ取りますので、貯留状況により、区本部を通じて収集を依頼します

ポイント!
仮設トイレを設置する際には、裏面の4-1「くみ取り式仮設トイレを設置する際の注意」を参照してください!



くみ取り式
仮設トイレ
(和式)

くみ取り式
仮設トイレ
(洋式)



④ 下水直結式仮設トイレ (ハマッコトイレ)

- 専用のマンホールの上に仮設トイレを設置後、ポンプとホースを利用し、注水用のマンホールからプールや貯水槽等の水を注水し溜めます(目安は下水管の半分程度)
- 約500人(1基あたり100人)使用したら、貯留弁を開け排水し、下水管が空になったら貯留弁を閉めます
- (2)の後は(1)(2)の順で繰り返し使用します(目安は1日1~2回程度)

ポイント!
③くみ取り式と④下水直結式がある場合は、④下水直結式を優先的に使用する!

2-3 発災した際の横浜市の対応

収集体制

- し尿収集
発災2日目から地域防災拠点を中心に開始し、順次収集を行います
- 生活ごみ・避難所ごみ収集(使用済みトイレパックを含む)
発災後72時間までに通常の集積場所から排出される生活ごみ、地域防災拠点等から排出される避難所ごみとも収集を開始する計画です

バキューム車、ごみ収集車の不足が見込まれる場合

- 災害時に協力協定を結んでいる民間事業者に協力を要請します
- 他都市に応援を要請します

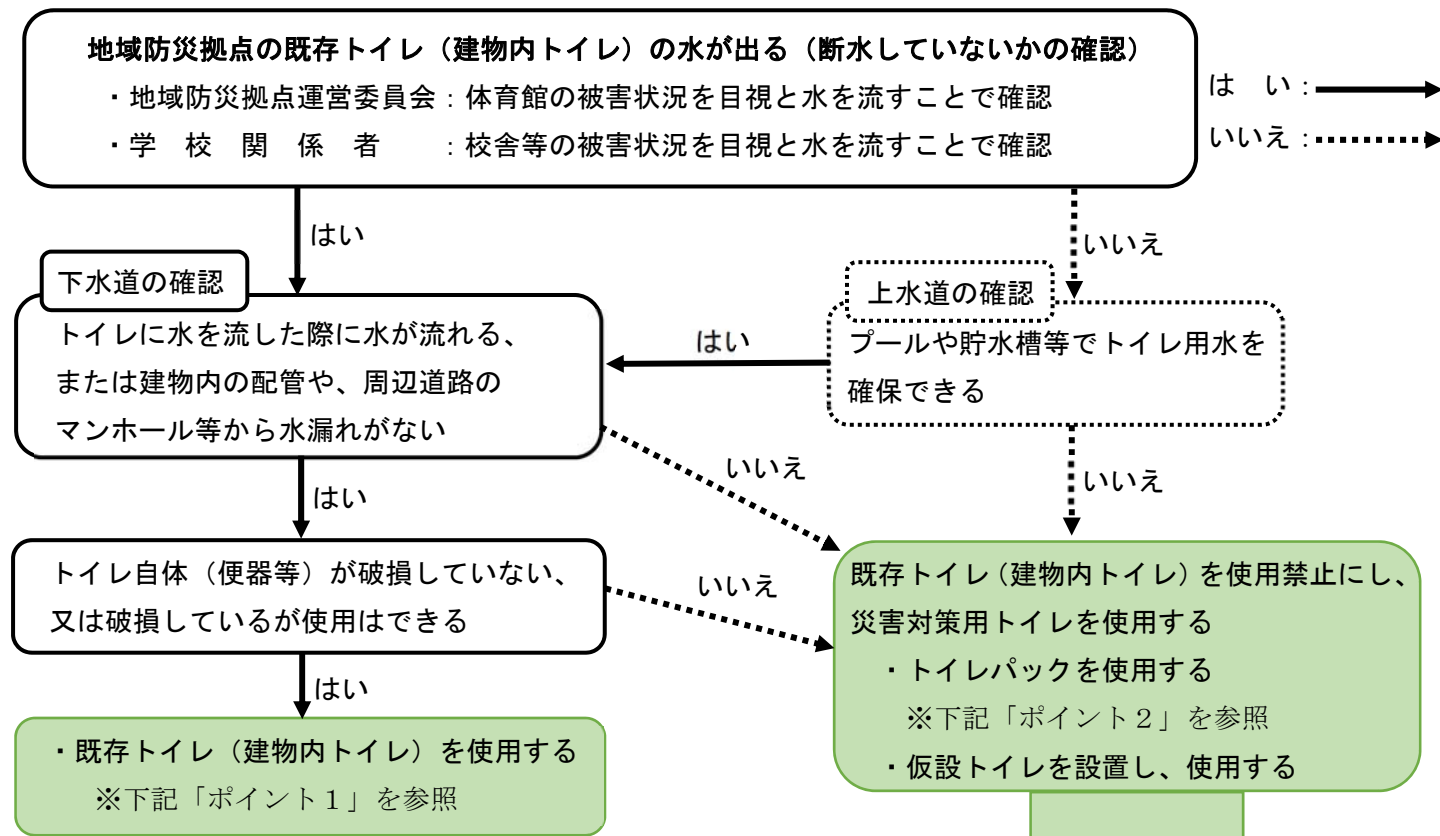


災害対策用トイレの不足が見込まれる場合

- 横浜市の備蓄庫からトイレパック(携帯トイレ)を供給します
- 災害時に協力協定を結んでいる民間事業者からトイレパック(携帯トイレ)や仮設トイレの供給を要請します
- 他都市に災害用トイレの供給を要請します

裏面あり

3 地域防災拠点のトイレ確保の手順について見てみましょう【フロー図】



トイレパックや仮設トイレが不足する場合には、区本部を通じて追加配備を依頼してください！

ポイント 1

地域防災拠点のトイレは、まず既存トイレ（建物内トイレ）を使用しますが、トイレ自体や配管の破損状況が不明の場合や使用できるトイレが少ない場合は、トイレパックや仮設トイレも使用します。

【トイレ使用順位】

- ① 既存トイレ（建物内トイレ）
- ② トイレパック
- ③ 仮設トイレ（下水直結式とくみ取り式がある場合は、下水直結式を優先的に使用）

※被害の程度や避難状況に応じて、①～③のトイレを併用することも想定されます。高齢者や女性等の配慮が必要な方が優先的に使用できるよう、事前に話し合っておきましょう。

例：高齢者や子どもは既存トイレ（建物内トイレ）の洋式トイレを優先的に使用する

ポイント 2

トイレパックを使用する場所は、既存トイレ（建物内トイレ）の便器の種類や被害状況によって、検討する必要があります！

- ・洋式便器の場合⇒既存トイレ（建物内トイレ）でトイレパックを使用する
- ・和式便器の場合⇒簡易式トイレ便座を和式便器の上にセットし、トイレパックを使用する
- ・便器自体が破損し、使用できない場合⇒簡易式トイレ便座でトイレパックを使用する

※使用済みトイレパックは、燃やすごみとして出します。

衛生面の観点から他のごみと分けてまとめ、袋の外からトイレパックと分かるように表示しましょう！

4 トイレの設置・使用する際に気をつけることを見てみましょう！

4-1 くみ取り式仮設トイレを（設置）する際の注意！

- ・高齢者や子ども、女性などの使いやすさや安全面に配慮して設置しましょう
- ・可能な限り男性用と女性用を離して設置しましょう
- ・停電等で仮設トイレを設置した場所が暗がりの場合は、投光器やLEDランタン等を活用し、明かりを確保しましょう
- ・バキューム車がくみ取りやすい場所に設置する必要があります

※全ての項目に該当する場所を見つけることは難しいかもしれません。地域防災拠点でどの項目を優先させるのか、他に気をつけることがあるか、事前に話し合っておきましょう！

4-2 トイレを（使用）する際の注意！

- ・既存トイレ（建物内のトイレ）を使用する場合は、感染症予防のため、トイレ専用の履物（スリッパやサンダル）を用意しましょう
- ・トイレを使用する際のルールや掃除当番を決め、地域防災拠点内で周知しましょう
- ・トイレ用消毒液（クレゾール等）や手洗い用消毒液（エタノール等）を準備しましょう
- ・仮設トイレを女性や子どもが使用する際には、安全面に配慮しましょう
例：複数人でトイレに行く、防犯ブザーを携帯させる等
- ・生理用品やおむつなど、トイレトーパー以外の物を入れられないようにしましょう
例：トイレブース内やトイレの出入り口付近にごみ箱を設置する等

※全ての項目の対策を行うことは難しいかもしれません。地域防災拠点でどの項目ができるのか、他に気をつけることがあるか、事前に話し合っておきましょう！



5 発災時を想定した実践的な防災訓練をしてみましょう！

◆トイレパック（携帯トイレ）を実際にセットしてみる

- ・デモンストレーションとして、建物内のトイレや簡易式トイレ便座を活用し使用する。
- ・透明な袋や上部を切ったペットボトル等に水を入れ、凝固剤で固める。

◆くみ取り式仮設トイレの設置場所を検討してみる

- ・配慮事項に合った場所まで実際に運搬し、組み立て、運搬経路と組立方法の確認を行う。

◆下水直結式仮設トイレ（ハマッコトイレ）の組立訓練を注水まで行ってみる

- ・ポンプとホースを使用し、プールや貯水槽等から仮設トイレ設置場所までのホースの経路の確認と、注水を行い水が溜まるまでの時間を計測する。
- ・マンホールの開け方訓練をする際に、全てのマンホールを開け、開けにくいマンホールがあるか確認する。

※訓練内容は参考です。どのように防災訓練を行うと効果的かを話し合い、実践してみましょう

6 日ごろから災害に備えましょう！

- ・備蓄をしたら実際に試してみて、いざという時に使えるようにしましょう！
- ・試しに使用した分は補充し、常に必要な目安以上の個数を備蓄しておきましょう！

横浜市資源循環局街の美化推進課

電話：045-671-2555 FAX：045-663-8199（平成31年4月）

災害時のトイレは大丈夫？
トイレパック
携帯トイレ

災害時のトイレ対策としてトイレパックの備蓄をお願いいたします。

備蓄の目安
 1日5個×3日分
 = 1人あたり15個

平成 31 年度 災害時に備えた訓練<<水道局>>

横浜市水道局では水道施設の耐震化を進めつつ、地域防災拠点では、災害用地下給水タンクの操作など、災害時に飲料水を確保するための訓練を市民の皆様と協働で行っています。

水道は、都市のライフラインとして、震災時であっても必要な給水を確保することが不可欠です。地域防災拠点の訓練実施に際して、飲料水確保のための訓練の実施もご検討をお願いします。

災害対策の基本的な考え方

災害に備え **1人1日3リットル、最低3日分で9リットル以上の飲料水備蓄**をお願いします。

災害時の飲料水確保の方法				開設者	発災直後から3日目まで	発災4日目以降
飲料水確保の場所	目印	施設の種類など	分類			
ご家庭・企業	—	備蓄している飲料水	自助	—	→	
災害時給水所	標識	●災害用地下給水タンク 134基 	共助	地域の皆さま (管工事協同組合 開設の補助)	→	
	のぼり	●配水池 22カ所 	公助	水道局職員	→	→
		●緊急給水栓 358基 		水道局職員 管工事協同組合		→
		給水車 		水道局職員 応援都市職員		→

災害に備え**水道局職員等**が水質等の安全性を確認後、**緊急給水を開設・開始**します。したがって、皆様における開設訓練は必要ありません。

1 実技編 (実際に皆さまに体験していただく訓練)

災害用地下給水タンクを利用した飲料水の確保訓練

☆本年度も横浜市管工事協同組合が参加します！

《内容》発災直後において地域の皆さまの助け合いにより災害用地下給水タンクを開設し、飲料水を提供できるようにするための訓練です。

《対象》災害用地下給水タンクが設置されている地域防災拠点（6か所）と小菅ヶ谷ヶアプラザ

小山中学校・飯島小学校・空間小学校・本郷小学校・桂台中学校・庄戸小学校

※（拠点外）小菅ヶ谷ヶアプラザ

※訓練メニューは裏面に続く

(1) <<少人数向け>>組み立て実技訓練

運営委員会メンバー又は運営委員会が指名したメンバー（食料物資班など）などに対して、装置組み立てや操作などの実技訓練を行います。

《所要時間》30分～45分

《対象人数》10人～15人程度

★全体訓練開始前・終了後に行うことも可能です。



(2) <<大人数向け>>組み立て見学及び実技訓練

全体訓練の参加者等（複数のグループ）を対象に、水道局職員、運営委員会または管工事協同組合員等が行う装置組立て作業を見学しながら、何人かの方(5人程度)に組立作業を体験していただきます。

また、災害時に飲料水を確保する方法や、飲料水の備蓄等に関する説明をします。

《所要時間》1グループあたり20分～30分

《対象人数》1グループ50人以内（実技は5人程度）



災害用地下給水タンクは、拠点の皆さんで設営する設備です。設置拠点におかれましては、積極的に訓練を実施していただきますようお願いいたします。

2 概要説明・ミニ講座編

説明のみ

「災害時の飲料水確保について」

《内容》災害時に飲料水を確保する方法や地下タンク・緊急給水栓の機能や役割、また飲料水の備蓄のお願いなどをご説明します。参加者の皆さんにチラシを配布して、訓練全体集会の場などで説明します。（自助・共助・公助の役割など）

《対象》すべての地域防災拠点

※複数の地域防災拠点訓練日程が重なった場合には、ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。

《所要時間》10分～15分

依頼方法及び問い合わせ先

【依頼方法】

地域防災拠点参与（各拠点を担当する区役所の課長又は係長）経由で区役所へご依頼ください。

依頼方法 **各拠点** → **拠点担当参与(区役所)** → **水道局**

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】水道局 戸塚水道事務所 事務係 防災担当

電話：045-871-6461 FAX：045-864-4182



水道局キャラクター
はまびよん

横浜市水道局 戸塚水道事務所 あて

(区役所地域防災拠点参与 経由)
(FAX 864-4182)

平成 年 月 日

災害時に備えた訓練依頼書

次のとおり、水道局による訓練を依頼します。

地域防災拠点名： _____

運営委員会委員長： _____

区役所参与： _____

実施日	平成 年 月 日 ()
時間	午前・午後 時 分 ~ 時 分

希望する訓練にチェックを入れてください

<input type="checkbox"/>	災害用地下給水タンクの組立て実技訓練
<input type="checkbox"/>	概要説明・ミニ講座
<input type="checkbox"/>	緊急給水栓からの給水体験（設置は水道局が行います。）

通信欄（ご要望等があればご記入願います）

※複数の地域防災拠点訓練の日程が重なった場合等には、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

令和元年 5 月 20 日

地域防災拠点運営委員会委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

栄区地域防災拠点運営委員会の意見交換会の開催について（依頼）

日頃から、地域防災拠点の運営にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

地域防災拠点の開設・運営訓練における取組の情報共有や災害対応の不安を解消するため、昨年度に引き続き意見交換会等を開催いたします。お忙しいところ恐縮ですが、地域防災拠点運営委員等のご参加をお願いします。

1 日時

令和元年 7 月 2 日（火）14 時 00 分～16 時 00 分まで

2 場所

栄区役所新館 4 階 8 号会議室

3 内容

(1) 地域防災拠点について

地域防災拠点の開設・運営の基礎的な知識と栄区災害対策本部について

(2) ボランティアセンターについて

横浜栄・防災ボランティアネットワークから

(3) 意見交換

○地域防災拠点訓練取組の情報共有について

○その他

4 対象者

(1) 各地域防災拠点運営委員から 1 名以上

(2) 横浜栄・防災ボランティアネットワーク会員

5 申し込み方法

6 月 20 日（木）までに別紙申込書をご提出ください

栄区役所総務課庶務係

担当：御所脇、江田、中山

電話：045-894-8311 F A X：045- 895-2260

E-MAIL：sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区地域防災拠点運営委員会の意見交換会申込書

地域防災拠点名： _____

担当者氏名	電話番号	E-Mail

番号	参加者氏名	備考
1		
2		
3		
4		
5		

※6月20日（木）までにご提出をお願いします

栄区役所総務課庶務係
担 当：御所脇、江田、中山
電 話：045-894-8311 FAX：045-895-2260
E-MAIL：sa-bosai@city.yokohama.jp

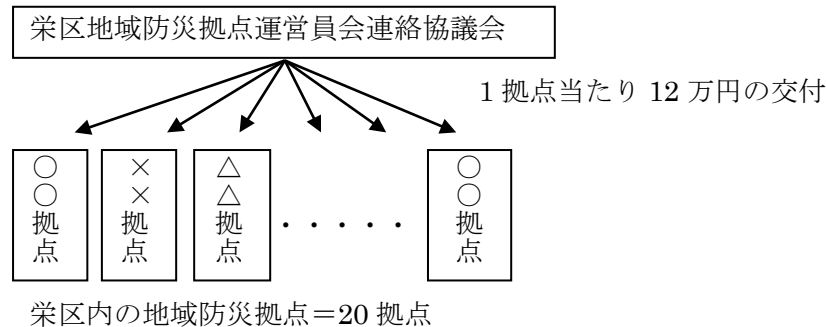
地域防災拠点運営委員会委員長 各位

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長

地域防災活動奨励助成金について

1 趣旨

地域防災拠点運営委員会（以下「拠点」という。）の自主的な活動を奨励し、災害時の避難生活に備えた訓練及びその他の活動の運営を円滑に行うために、栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会から交付するものです。



2 交付金額

1 拠点当たり、12万円（ただし、実際には上記金額から振込手数料を差し引いた金額）

3 交付時期

事務局において、準備が整い次第、参与（区役所の係長）を通じてご連絡します。

4 留意事項

- (1) 支出時期について
交付した助成金で経費を支出してください。
- (2) 支出用途について
助成金は用途が「地域防災拠点の管理運営」に関することに限定されています。それ以外を目的とする支出はできませんのでご了承ください。特に会議における茶・菓子等の購入による支出は認められません。

○使用可 …訓練の企画及び実施に係る費用、運営委員会等の会議に係る費用、
備蓄庫に独自に配備する備蓄物品、訓練時の熱中症対策飲料水 など
×使用不可…運営委員会等の会議でのお茶・菓子、外食・お弁当のような食事代、
運営委員会の役員等への謝金 など

また、翌年度の持ち越しもできませんので、留意願います。残金が発生する見込みの場合は、参与(区役所の係長)に連絡願います。

(3) 領収書の添付について

全ての支出項目に関して領収書の提出が必要になります。領収書の添付がない場合、支出は認められませんので、領収書の紛失等には十分留意願います。また、宛名については「〇〇学校地域防災拠点」としてください。

令和 年 月 日

請求書

栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会会長

学校地域防災拠点運営委員会

委員長

印

下記のとおり請求します。

金 ￥120,000-

運営経費交付方法について

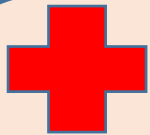
・口座振込

(振込手数料につきましては、運営経費より差し引いて振り込みます)

以下、口座振込の場合に記入してください。

フリガナ	
口座名義人	
振込先	銀行 支店 信用金庫 出張所 信用組合 農協
預金種目	普通 当座
口座番号	

※口座確認のため、通帳の写しもあわせてご提出願います。(通帳の1ページ目の写し)



災害時のケガは 緊急度・重症度に応じた 医療機関へ

発災時に、負傷者が医療機関に殺到して混乱が起きることを避けるため、受診については、ケガの緊急度・重症度に応じて医療機関を選択することになっています。診療可能な医療機関は「診療中」ののぼり旗を掲げます。

① 災害拠点病院 「診療中」赤い旗

済生会横浜市南部病院（港南区）
国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）等

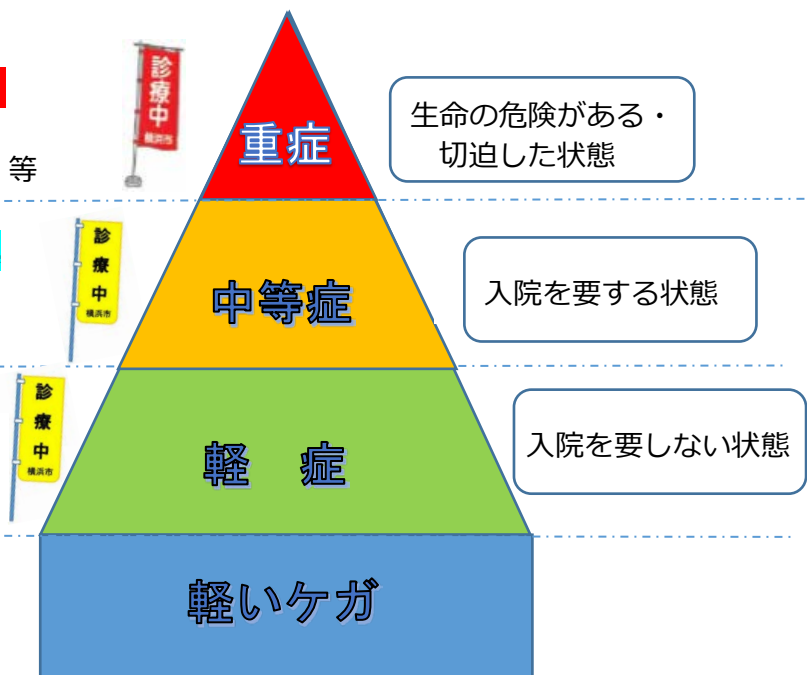
② 災害時救急病院 「診療中」黄色い旗

横浜栄共済病院（栄区）
西横浜国際総合病院（戸塚区）等

③ 被災を免れた診療所等

「診療中」黄色い旗

④ 市民の自助・共助による応急手当



被災を免れ、開局している薬局は「開局中」の黄色い旗を掲げます。

栄区医師会、栄歯科医師会、栄区薬剤師会では災害時を想定して、のぼり旗の掲出訓練を実施しています。

令和元年度のぼり旗掲出訓練実施予定日：8月31日（土）・1月17日（金）・3月11日（水）

地域防災拠点の資機材の更新について

地域防災拠点の資機材については、阪神淡路大震災を契機に整備しました。整備後 20 年が経過したことに伴う老朽化等により、資機材の維持管理についてご迷惑をおかけしている状況です。また、「一部の資機材について使い勝手が悪い」、「故障しやすい」などのご意見もいただいています。そのため、今後数年かけて、資機材の更新を行う予定です。

1 今年度更新する資機材 (写真はイメージです)

資機材名	更新資機材	見直しの方向性
移動式炊飯器  最優先で更新	改良型移動式炊飯器 	<ul style="list-style-type: none"> 震災時のエネルギー供給の途絶に備え、中学校ではL Pガスを使用したガスかまどを、小学校では灯油等を使用した移動式炊飯器を備蓄しています。中学校ではL Pガスボンベの常備が完了したことから、小学校の拠点については、<u>灯油等を使用する取扱いが容易でメンテナンスの負担の少ない、「改良型移動式炊飯器」へ更新していきます。</u>
ガソリン式発電機 	ガス式発電機 	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン式発電機は、<u>メンテナンスや取扱いが容易なガス式発電機に更新します。</u>
投光器 	全方位型LED投光器 	<ul style="list-style-type: none"> 「救助現場」よりも「<u>地域防災拠点内</u>」で避難生活用として、<u>使用しやすいもの</u>とします。 より明るい全方位型のLED投光器に更新していきます。

2 更新の方向性

(1) 移動式炊飯器

地域からの要望が多く、故障頻度が高い移動式炊飯器（小学校拠点に配備）については、29年度から更新を進めており、早い段階で完了する予定です。

【各拠点での更新数及び納品予定時期】

各拠点での更新	納品予定時期
1台	1～2月頃

※ 30年度までに更新が完了していない小学校拠点が対象です。

【裏面あり】

(2) ガソリン式発電機及び投光器

避難生活に欠かすことのできない発電機及び投光器についても、31年度から更新をスタートし、今後3か年を目途に更新を完了する予定です。(31年度は、全拠点で発電機1台、投光器1台を想定。)

【各拠点での更新数及び納品予定時期】

発電機	
各拠点での更新数	納品予定時期
1台/5台	1～2月頃

投光器	
各拠点での更新数	納品予定時期
1台/5台	1～2月頃

(3) エンジンカッター

昨年度から実施している新型機種モニター配置を継続し、発電機及び投光器の更新終了後に更新する予定です。

担当 栄区総務課 御所脇 江田
電話 894-8311
FAX895-2260

令和元年5月20日

地域防災拠点運営委員長 各位

栄区総務課長

災害対策用備蓄食料の有効活用について（再依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から横浜市の防災対策にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成26年度製造のクラッカー、保存パン、おかゆにつきまして、平成31年度に賞味期限を迎えるため、拠点訓練等における有効活用について、次のとおり依頼させていただきます。

1 訓練等で配布可能食料（平成26年度製造の備蓄品）

・クラッカー（賞味期限 H32. 5、H32. 3. 31）

※拠点訓練で使用する場合は、担当までご連絡ください。

・保存パン（賞味期限 H32. 3）

・おかゆ（賞味期限 H32. 4）

※上記以外の食料は絶対に配布しないでください。

2 配布可能時期と個数

別紙1のとおり

3 留意点

- ・賞味期限切れのものを訓練等で配布しないよう、必ず期限を確認して配布してください。
- ・平成26年度製造の備蓄品は、段ボールに白色のテープが貼ってあります。
- ・粉ミルク、スープ及び水缶は、訓練等で配布しないでください。
- ・クラッカーは9月に回収しますが、訓練で使用する場合は別途ご連絡ください。

4 配布の報告書

備蓄食料の配布をした場合は、お手数ですが速やかに別紙2の報告書を栄区総務課あてにご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、回収数量をとりまとめる必要があることから、報告が無い場合は配布なしとして処理させていただきます。

5 その他

訓練等の際に、平成26年度製造のクラッカー、保存パン、おかゆを備蓄庫の入口にまとめて置いていただくと、賞味期限切れの回収漏れが減りますので、ご協力をお願いいたします。

横浜市栄区総務課 御所脇 江田
電話 894-8311/FAX895-2260

平成31年度 備蓄品の更新計画（予定）

地域防災拠点	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>・クラッカー (米粉クッキー含む) 9月に回収を行うため、訓練で使用する場合は、ご連絡ください。</p>	契約依頼		契約締結		納品	<p>●配送 (地域防災拠点に平成31年度製造のクラッカー3箱配送) ○回収 H26年度製造のクラッカー</p> <p>平成31年度分配送後、平成26年度分すべて訓練等で配布可</p>						
<p>・保存パン</p>	契約依頼		契約締結		納品	<p>●配送 (地域防災拠点に平成31年度製造の保存パン10箱配送) 平成31年度分配送後、平成26年度分すべて訓練等で配布可</p>				○回収 H26年度製造の保存パン		
<p>・おかゆ</p>	契約依頼		契約締結		納品	<p>●配送 (地域防災拠点に平成31年度製造のおかゆ5箱(数量前後あり)配送) 平成31年度分配送後、平成26年度分すべて訓練等で配布可</p>				○回収 H26年度製造のおかゆ		
<p>・スープ 訓練等で配布しないでください。</p>	契約依頼		契約締結		納品	<p>●配送 (地域防災拠点に平成31年度製造のスープ1箱配送) ○回収 (H26年度製造のスープ)</p>						
<p>・粉ミルク 訓練等で配布しないでください。</p>		納品	<p>●配送 (地域防災拠点に平成31年度製造の粉ミルク1箱配送) ○回収(H30年度製造の粉ミルク1箱回収)</p>									

報告日 年 月 日

(別紙2) 報告書

栄区 _____ 地域防災拠点運営委員会
お名前 _____ ※区、拠点名、お名前をご記入ください。

平成26年度の災害対策用備蓄食料（クラッカー、保存パン、おかゆ）を、拠点の防災訓練時などにおいて、地域の皆様に有効活用していただいた場合、本報告書を御提出願います。

1 配布日

年	月	日
---	---	---

2 今回の訓練等での配布量

クラッカー (1箱70食入り)	保存パン (1箱20食入り)	おかゆ (1箱20食入り)
箱	箱	箱

3 今後の訓練等で配布する予定量（ 月 日予定）

クラッカー (1箱70食入り)	保存パン (1箱20食入り)	おかゆ (1箱20食入り)
箱	箱	箱

※ この調査票については、配布後速やかに栄区総務課あてに、御返送ください。

御協力ありがとうございました。
横浜市栄区総務課 御所脇 江田
電話 894-8311 / FAX895-2260